八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　安尾　博
印刷所　秀文社
発行部数　18.000部
定価一部　五円

教育委員会発足による
職員定数條例など改正
十一月臨時市會終る

去る十一月二十四日午前九時議事堂にて臨時市会が開催され、十二議案の審議に入つたが、市事務分掌条例中一部改正（商工、農務課合併して経済課とする件などを含む）及び市職員定数問題条例改正、特別会計上水道才入才出追加更正予算、一般会計才入才出追加更正予算などについては、なお一応の研究審議を要するものとして、それぞれ委員会付託とし、その他八議案を原案可決し、二十七日再び市会続行して四議案の討議をしたが、事務分掌条例中一部改正は審議未了のまま十二月市会に持越しとなり、三議案は原案可決した。なお、昭和二十七年度追加予算として、一般会計に一千四万七百十九円（総予算額三億八千八百二十六万三千八百三十二円）、特別会計に二百四十六万円（総予算二千七百八十一万二百五十二円）がそれぞれ承認可決された。

條例第一三一号
職員定数條例

第一條　この條例は地方自治法、警察法、消防組織法、教育委員会法、地方公務員法、社会福祉事業法、農業委員会法の関係規定に基き本市に常時勤務する職員の定数を定めることを目的とする。

第二條　地方自治法の規定による議会の事務局の職員の定数は左のとおりとする。

一、事務局長　一人
二、書記　三人
三、その他の職員　二人
計　六人

第三條　同規定による市長事務に属する職員の定数は

一、一般会計に属する職員
イ、一般事務職員
吏員　一二九人
その他の職員　九九人
ロ、病院事業職員
吏員　二二人
その他の職員　五二人
二、特別会計に属する職員
上水道事業職員
吏員　七人
その他の職員　一九人
計
吏員　一五八人
その他の職員　一七〇人

第四條　同規定による選挙管理委員会の職員の定数は

一、書記　二人
二、その他の職員　二人
計　四人

第五條　同規定による監査委員の事務を補助する職員の定数は

一、書記　二人
二、その他の職員　一人
計　三人

第六條　警察法の規定による警察職員の定数は

八尾市警察基本條例の定める定数

第七條　消防組織法の規定による消防職員の定数は、

一、消防吏員　四九人
二、その他の職員　三人
計　五二人

第八條　教育委員会法の規定による委員会事務局の職員の定数は

一、吏員相当職員　八人
二、その他の職員　五人
計　一三人

2、教育委員会法の規定による職員の定数は、

一、市で設置した学校教育法第一條の幼稚園の職員
イ、園長　六人
ロ、教員　一九人
計　二五人
二、市で設置した学校教育法第一條の学校の職員、但し市町村立学校職員給与負担法第一條の職員を除く
その他の職員　一二人

第九條　地方公務員法による公平委員会事務局に属する職員の定数は、

一、書記　一人
二、その他の職員　一人
計　二人

第十條　社会福祉事業法による福祉事務所に属する職員の定数は

一、吏員　二〇人
二、その他の職員　一五人
計　三五人

第十一條　農業委員会法による職員の定数は、

書記　六人

第十二條　第二條乃至第十一條に掲げる吏員又は吏員に相当する職員及びその他の職員ごとの定数は、それぞれ各條の合計数の範囲内において若干人に限りこれを変更することができる。

第十三條　第二條乃至第十一條に定める職員の定数の当該事務部局内の配分は、夫々当該職員の任命権者がこれを定める。

附則

この條例は公布の日から施行する。

條例第二二号
職員給与條例中改正條例

第一條　地方自治法第二百四條の規定による職員の給与の額並びに支給方法については別に定めるものを除く外この條例の定めるところによる。

第二條
第三條　削除

第四條　市長、助役、収入役、固定資産評価員及び教育長の給料月額は別表による。

附則

この條例は公布の日から施行する。但し教育長の給与については、教育委員会が教育長を任命した日から適用する。

市長	月額	四〇、〇〇〇円
助役	同	三六、〇〇〇円
収入役	同	三二、〇〇〇円
固定資産評価員	同	三二、〇〇〇円以内
教育長	同	二八、二〇〇円以内

條例第一三三号
報酬及び費用弁償條例

第一條　地方自治法第二百三條の規定による報酬及び費用弁償、社会教育法第三十二條の規定による費用弁償の額並びにその支給方法については、この條例の定めるところによる。

第二條　報酬の額は、次のとおりとする。

市会議長、	月額	八、〇〇〇円
市会副議長、	同	七、〇〇〇円
市会議員、	同	五、〇〇〇円
市会議員の中から選任された監査委員	同	二、〇〇〇円
学識経験を有する者の中から選任された監査委員	同	四、〇〇〇円
教育委員会委員	同	四、〇〇〇円
教育委員会委員但し、市会議員の中から選挙された委員	同	二、〇〇〇円
選挙管理委員長	同	三、〇〇〇円
選挙管理委員	同	二、〇〇〇円
公安委員会委員長	同	四、〇〇〇円
公安委員会委員	同	三、〇〇〇円
公平委員会委員長	同	三、〇〇〇円
公平委員会委員	同	二、〇〇〇円
専門委員その他非常勤の職員	同	一〇、〇〇〇円以内
臨時出納立会議員	日額	二〇〇円
投開票管理者	同	三〇〇円
選挙長	一選挙毎	五〇〇円
投開票立会人	日額	一〇〇円
選挙立会人	同	一〇〇円

第三條　費用弁償の額は次のとおりとする。

市会議長、及び副議長	月額	五、〇〇〇円
市会議員	同	四、〇〇〇円
常任委員	同	一、〇〇〇円
教育委員会委員	同	四、〇〇〇円
但し、市会議員から選挙された委員	同	一、〇〇〇円
公民館運営審議会委員	同	五〇〇円

2、前條の報酬を受ける者及び前項の費用弁償を受ける者が公務のため旅行したときは、その費用を弁償する。但し、前項の費用弁償を受ける者に対しては、特別の場合を除く外府内旅行の費用を弁償しない。

第四條　月額を以つて支給する報酬又は費用弁償を受ける者で、新に就任したときはその月から退職、失職、解職、又は死亡したときは、その月までを支給する。

第五條　第二條の報酬及び前條の費用弁償の支給方法は、この條例に定める外職員給与條例（昭和二十三年條例第三十二号）の関係規定を適用する。

第六條　この條例の施行について必要ある時は、市長が別にこれを定める。

附則

この條例は公布の日から施行し、十一月一日から適用する。

條例第二四号
職員退職年金及び退職一時金條例中改正條例

第一條　地方自治法第二百四條の規定による本市職員（以下「職員」という）及びその遺族はこの條例の定めるところにより退職年金及び退職一時金を受ける権利を有する。但し、左に掲げる者及びその遺族を除く。

一、警察法附則第七條の規定により恩給法の適用を受ける者
二、消防組織法附則第三十一條の規定により恩給法の適用を受ける者
三、教育公務員特例法附則第三十二條の規定により恩給法の適用を受ける者
四、市町村立小学校職員給与負担法第一條に規定する者

附則

この條例は公布の日から施行する

追加更正予算額

議会費	四一五、〇〇〇
市役所費	一、三四五、五〇〇
警察消防費	一〇二、五五〇
教育費	一〇、一一六
衛生費	△八二七、〇〇〇
財産費	二、二〇〇、〇〇〇
諸支出金	一一、〇〇〇
土木費	一、一〇〇、〇〇〇
教育費	九二八、九五三
社会及び労働施設費	四、七五四、六〇〇
計	一〇、〇四〇、七一九
特別会計上水道予算額	
経営費	二、四六〇、〇〇〇
計	二、四六〇、〇〇〇

議會の動き

▽十一月十七日　大阪府下市議会議長会役員会豊中市に於て開催され、石田議長、羽多野副議長、奥野事務局長出席

水戸市々会厚生委員一行五名本市々立病院視察のため来庁

▽十一月十八日　文教委員、教育委員懇談会開催、常任委員長会開催

▽十一月二十日　大阪府下市議会事務局長会寝屋川市に於て開催され奥野事務局長出席

▽十一月二十一日　総務委員会、厚生委員会、運営委員会開催

▽十一月二十二日　大阪府下市議会議長会堺市に於て開催され石田議長、羽多野副議長、奥野事務局長出席

▽十一月二十四日　臨時市会開催提出議案及び議決要領（別記参照）

1、八尾市事務分掌条例中一部改正の件　総務委員会付託
2、八尾市職員定数条例改正の件　総務委員会付託
3、八尾市職員給与条例中一部改正の件　原案可決
4、八尾市職員旅費条例中一部改正の件　原案可決
5、八尾市報酬及び費用弁償条例改正の件　総務委員会付託
6、八尾市職員退職年金及び退職一時金条例中一部改正の件　原案可決
7、八尾市財産の取得管理及び処分条例中一部改正の件　原案可決
8、八尾市契約条例中一部改正の件　原案可決
9、不動産取得専決処分承認の件　原案可決
10、昭和二十七年度八尾市起債専決処分承認の件　原案可決
11、昭和二十七年度八尾市特別会計上水道費才入才出追加更正予算の件　建設委員会付託
12、昭和二十七年度八尾市一般会計才入才出追加更正予算の件　総務、文教、建設各関係委員会付託

▽十一月二十五日　経済委員会、文教委員会、建設委員会開催

▽十一月二十六日　総務委員会開催

▽十一月二十七日　臨時市会第二日（別記参照）

提出議案及び議決要領

1、八尾市事務分掌条例中改正の件　審議未了
2、八尾市職員定数条例改正の件　原案可決
3、八尾市報酬及び費用弁償条例改正の件　原案可決
4、昭和二十七年度八尾市特別会計上水道費才入才出追加更正予算の件　原案可決
5、昭和二十七年度八尾市一般会計才入才出追加更正予算の件　原案可決

新装成る山本出張所

かねてから、狭あいを感じていた山本出張所の増改築工事は七月二十二日に着工したが、この程工事完了し、そのしようしやな姿に地区の人達をよろこばせているが、さる十二月一日落成式を挙げ、事務をとることになつた。庁舎建坪三一、五坪、総工費六二万五千円である。

供出米四四一八石
各地區の割當決定

昭和二十七年度産米に対する当市の政府買入数量は先に四・四一八石と決定したが、農務課では十一月二十八日の農業協同組合長会議で地区別の割当数量を次の通り決定した

八尾	二三三二四石三
龍華	五七九・六
久宝寺	五五六・六
大正	四二八・六
東北	一〇五・六
西郡	二八・〇
新家	三九五・三
合計	四四一八・〇

赤ちゃんコンクール
第一位　田中　邦明（幼児）ちゃん　上田　和彦（乳児）ちゃん

和彦ちゃん

邦明ちゃん

去る九月市内一巡診査によつて一千三百名の乳幼児の身体検査を行つたが、そのうち三十八名の発育優良児を選出し、十一月二十六日公民館にて再び診査の結果、何れ劣らぬ幼児、乳児が各六名ずつ選ばれ、十二月二日会議室で、それぞれ表彰状を受けた。

幼児の部

最優良児	田中　邦明	別宮
優良児	中山　昌順	安中
優良児	田中　紀	光南町
佳良児	中沢　康幸	佐堂
同	川村　雅一	西郷
同	渡辺　徹	萱振府営住宅

乳児の部

最優良児	上田　和彦	安中
優良児	辻田　委久	東表町
同	高橋　伸介	佐堂
佳良児	帝岡　直子	佐堂
同	西口　正人	太田
同	奥山伊一郎	木戸

隣近所が仲よく防犯

あわただしい歳末となり、犯罪が発生しつつあります。本年こそ犯罪を防いで楽しい正月を迎えるようにしましょう

犯罪なき明るい町を、楽しい生活が出来る市をと、市警警察署員が不眠不休、全力を挙げて治安維持に当つておりますが市民各位のご協力がなければ万全が期せません。皆様の警察への積極的なご援助をお願いします。

1戸締を厳重にすること。
2怪しい者は届けましょう、押売り、呼出し、呼止めなどに注意すること。
3スリにご用心、人混み、車内で寄つて来る者に注意すること。
4近所から罪人を出すのも、被害者を出すのも町の恥、隣近所が仲よく防犯に努めましょう。
5不良化防止は親の手で次代を担う青少年を市民みんなで温かく補導しましょう。

1·000万圓　市内中小企業のために
年末特別小口融資斡旋

年末を迎えて市内中小企業者の融資を円滑にするため市並びに市会経済委員会ではかねてより企画中の融資対策がたてられ、大和銀行、八尾信用金庫保証協会、大阪府などの協力を得て特別小口融資を斡旋することになつた。

一、融資対象　八尾市内に於て同一業種を一ケ年以上経営している中小企業者
一、融資金額、一企業十万円以内
一、融資期間　六ケ月以内（大和）九ケ月以内（八尾信用金庫）
一、利率、各金融機関利率による
一、保証料、日歩八厘二毛
一、條件　確実な保証人二名並びに必要に応じて担保のいることがある
一、申込期間　十二月一日より十日まで

尚詳細は市役所商工課へお問合せ下さい。

12月は
歳末火災予防運動

の月です。是非共皆様のご注意ご協力を願います。

—12月15日～31日—消防署—

明るい市政に一役

移動録音班の活動

去る十一月十七日萱振住宅地区をトツプに、テープコーダーを持つて各地区を巡回、主婦の声を市政に反映させようと、既報の如く実施しているが、各地区ともに大好評で、道路の問題から教育、下水、水道、ガス、電気にいたるまで平常の不平不満や建設的な意見を、真けんに訴えられた。

萱振住宅（十一月十七日）

本年二回の水害のため、特に下水排水の問題が多く深刻な悩みを訴えられた。又屎尿処理、新道路の街燈、道路の砂利散布、教育問題、ガスの引込みなど、大きく取り上げられた外、府営と分譲住宅の子供たちの間で差別待遇されるなど、感情的の問題まで飛出し、住宅地区の名称変更や郵便局の設置など極めて熱心。

西郡地区（十七日）

市になつて、トラコーマの治療、道路の改修、この度の診療所の開設などで、非常に感謝された。しかし当地区は家庭工業の花緒が最近特に不振のために、主婦が外に出て働く様になつたが、子供がいるために働くことも出来ない、現在の保育所では狭くて、これ以上収容出来ないから、保育所を増築してをしてほしい。之れが出来れば工業の振興と子供の教育上非常によいとの声が多く、ガス引込み問題、下水の排水、屎尿汲取り問題、市営住宅の増設問題とか、D・D・Tの散布を時々やつてほしいなど活潑な意見が出た。

安中住宅（十九日）

屎尿汲取につき、当住宅の便所は非常に小さく、一週一回は必ず来てほしい、道路横断の下水路に蓋を、自分の好きな学校へ通学出来るように改正されたいなど

真けんに語る人たち（竹渕地区）

安中七区（坂中電気店前十九日）

道路の改修の問題と、特に舘中のガラスが非常に多くこわれている寒さに向う折から早急に入れてほしいとの声が多く、長瀬川の川ざらえは非常にありがたいことだが、あとの泥の始末をしてほしい。でなければまた川に流込んで何んにもならない。衛生の問題では各中薬品散布をしてハエ、蚊等のなくする対策を立ててほしい。水道料金が不公平などの当面の意見あり

山本市場前（二十一日）

中野住宅内の道路に砂利を散布をされたい、府道の舗装、バスの回数の倍加をはかられたい、など

山本府営住宅（二十一日）

府道の舗装、バス回数並に時間の延長の要望が特に多く、野犬狩やガス引込、水道のメーターが現在百戸で四ケ所しかない、これをせめて、八軒で一ケ程度にされたい、また他地区では聴く事の出来なかつた公民館の移動図書貸出しを度々されたい。でなければ主婦として、図書借入れのために公民館までは行けない。婦人の向上のためぜひお願いしたいと切望された。

（以下次号）

以上の如く主婦の声を録音し、市長及び、各関係市会議員、各課長に再放送して聞いてもらい、実現可能なものは、次々これが実施にうつしてくれています。

なお 都合により一部 日程を変更しました。なお今後共皆様のご協力の程お願いします。

十二月五日　大田正敬寺（午前十時）
沼青年会場（十二時）
八日　久宝寺新町（午前十時）久宝寺口駅前（午後一時）
十日　市民病院（午前十時）

伝説の一と

今は寂し

環山楼（11）

市庁舎の左側に古びた一軒家がぽつんと建つている、建つているというよりも、残されているといつた方が適当な言葉かも知れない。

これこそ八尾の学問所として最も古いと言われている「環山楼」である。ここは石田氏の居宅をそのまま学舎（寺小屋）としたもので、その出来た年は明かではないが、享保十二年（二百二十四年前）その頃の大学者であつた伊藤東涯が、講師として、ここに招かれた時、高安、金剛、二上の連峰が手にとるように見え、まるでこの学舎をとり囲いて山があるという意味で名付けられたという。

当時徳川八代吉宗が実学を奨励したために、都も、ひなも学問を好む青年が増加して、諸所に学舎が出来た。その頃、久宝寺には願角堂、平野には盆翠堂など著名な学舎があり、それぞれ都から大学者を招いて講義をうけたようで、東涯は扁額に環山楼の文字を残し、その頃の感想を書いた「環山楼記」は今も久宝寺の白木弥三氏方にあるという。

当主の石田利情は善右衛門といい、弁舌よくその知識は深く郷党の人望があつた、年五十九歳で、この世を去つたが、その葬儀は近郷に稀な盛儀であつたとある。次で弟の孝園（文蔵）一門の石田可亭も、代々揃つて信望と学徳で世人からあがめられた。

今は税務署建設のため、現在の場所に移されたが、あと何程の年月を保つか、温故知所、なるべく永くこの家を保存したいものである—河内史談による—

（写真は環山楼の庭先）

あなたの人権は犯されていませんか

○たたりが恐しくて泣寝入りをしている人
○街のボスにおどかされた人
○前借で身を賣られた人
○官憲に人権じゆうりんされた人
○土地のしきたりで泣いている人

われわれはすべて、生命自由及び身体の安全について、その権利をもつています。

人權擁護の相談

この人権をおかされた人の、真のご相談相手は「人権擁護委員」です。どんなことでもかくさずご相談下さい。「人権擁護委員」はあなたの味方です。人の自由を踏みにじる社会の悪を絶滅しましょう。

◉ご相談は廣報課内人権擁護相談所まで

元軍人老齢者に福音

去る十一月二十一日の閣議の決定に基づいて老齢もと軍人の方たちに対して特別給与金（一人当り二〇〇〇円）が支給される予定ですから次の支給対象に該当する方は至急申込みをして下さい。

支給対象

1、普通恩給または妻に支給される扶助料（但し公務傷病または公務死亡によつて支給された、普通恩給または扶助料を除く）に関する恩給証書、または扶助料証書を受けた方。

2、終戦後の軍人恩給停止の措置によつてその恩給が支給されなくなつた方。

3、明治二十六年一月一日以前に出生し、昭和二十七年十二月一日現在生きている方。

但し前記各号に該当する方でも次の各号の一に該当される方は支給の対象にはなりません。

（1）昭和二十七年十二月一日現在普通恩給を受けている方

（2）昭和二十七年十二月一日現在恩給法の適用を受ける公務員として在職している方。

（3）未亡人の場合は夫死亡後再婚したことのある方、もしくは亡夫の祖父・祖母・父・母・子または兄弟姉妹以外の者の養子となつたことのある方。

（4）三年の禁錮以上の刑に処せられたことのある方、もしくは恩給法特例（昭和二十一年勅令第六十八号）第八條の規定によつて、その恩給を受ける権利を失つた方。

申込期限　昭和二十八年二月二十八日まで

申込先　1、もと陸軍関係は、東京都牛込郵便局区内、復員局長あて

2、もと海軍関係は、東京都中央郵便局区内、第二復員局残務処理部長あて

なお給与金申込書は福祉事務所及び各出張所に用意してあります。

新年の御挨拶は

お年玉ハガキで

お年玉つき年賀ハガキが初めて私たちの前にお目見えして四年、初春の夢をのせて贈るも贈られるもたのしい年中行事となつたが、今年も来る十五日から新年十日まで赤い羽根白い羽根の募金運動に寄附金一円を協力して、全国一斉に売り出されることになつた。貴方のまごころと幸運の夢を五円の年賀ハガキにのせて、来年もよい年を迎えよう。

勤労感謝日

市長さん ゴクロウサマ

幼児が感謝の花束

十一月二十三日は勤労感謝の日、「元気に働けることを感謝する日—の前の朝、市立西郷保育所の可愛い子供の代表四人が市役所を訪れ、市長さんに「市のために色々お働き下さつて、ごくろうさん」と菊の花束を手渡し、「有難う」と市長さんの笑顔に、これで大役を終えましたと言いたげに、課長さんたちの拍手に送られて引きあげた。

チフテリア 百日せき

予防注射はじまる

八日から來春二月まで

ヂフテリア予防注射及び百日咳予防注射を行いますが、該当者は必ず受けて下さい。該当者には自治振興委員を通じて通知書を配布しますが、もし通知洩れの方は注射当日実施場所へ来て下さい。

ヂフテリア及び百日咳はご存知の如く幼児には恐ろしい伝染病です。この際必ず予防注射を受けて下さい。予防注射は何れも三回することになつているので最後まで受けて下さい。途中でやめれば効力がありません。

該當者

ヂフテリア豫防注射

第一期　生後六ケ月から生後十二ケ月の者
第二期　来年三月小学校に入学する者

百日咳豫防注射

第一期　生後三ケ月から生後六ケ月までの者
第二期　前回に予防注射を受けてから一年から一年六ケ月の期間の者

注射料金

ヂフテリア（三回）　三十円
但し第二期の人は一回ですから十円徴收します。

百日咳（三回）　百円
但し前回に受けた人は今回は一回ですから三十円徴收します。

注射日割

場所	第一回	第二回	第三回
大正中学校	十二月八日	一月八日	二月四日
龍華小学校	〃	〃	〃
竹渕小学校	〃九日	〃九日	〃五日
大正小学校	〃十日	〃十二日	〃六日
安中小学校	〃	〃	〃
称念寺	〃十一日	〃十三日	〃九日
久宝寺小学校	〃十二日	〃十四日	〃十日
久宝洋裁学院	〃十五日	〃十六日	〃十一日
八尾中学校	〃十六日	〃十九日	〃十二日
西郡診療所	〃十七日	〃二十日	〃十三日
山本小学校	〃	〃	〃
八尾公民館	〃十八日	〃二十一日	〃十六日
山本幼稚園	〃十九日	〃二十二日	〃十七日
八尾小学校	〃二十二日	〃二十三日	〃十八日

團体営土地改良事業費国庫補助實施要項（單作地帯を除く）（1）

今般農林省より食糧増産を図るため土地改良事業に要する経費に対し之が補助率及び実施要領について左の通達がありました。

（一）補助率
（1）かんがい排水事業…一〇分の四、揚水機の限り一〇分の五
（2）暗渠排水客土事業…一〇分の三
（3）区劃整理
（4）農道事業…一〇分の二府費一〇分の一継足予定

（二）事業を行う団体名
土地改良法による団体であつて予備審査に合格したもの。

（三）適用の範囲
（1）事業の必要性が明らかであり且つ大であること。
（2）技術的に可能なもの。
（3）経済的効果が大であることと

経済効果は別に定める測定方式によつて過去十ケ年間の作物別反当収量調により将来可能なる増産数量を定め、之に地形、土性、地下水位、病虫害の程度にその地域を大別して作付率を決定、事業完了後と比較して増加生産量を決定するもので、米麦増産比率が米二麦一の場合はその合計の米石当事業費が一三、〇〇〇円未満のものを原則として合格とし、他の場合も大体之が基準となつて判定し合格したものであつて反当事業費が三、〇〇〇円未満である場合は大体補助事業から除外される。但し農道の場合は別である。

（4）事業が他の土地改良事業又は交換分合事業と関連のある場合はその綜合調整を計ること。

（四）事業別基準
（1）かんがい排水事業
A受益面積一団地原則として約五〇町歩以上なること、但し山間部又は地形上必要な地区にあつては二〇町歩以上なるも差支えない。尚お排水の場合は集水面積が受益面積となること。
B末端支配面積約五町歩以上なること。
C水路浚渫等の維持管理に属するものでないこと。

（以下次号）

先ず納税

—住みよい八尾市は納税から—

十二月は

固定資産税（第三期分）
市民税（第四期分）
の納期です

—完納で明るい年を迎えよう—

聲

本欄の答は要旨のみですからくわしくは広報課まで御問合せ下さい

煤煙になやむ

（問）山本工場の煤煙のために附近住宅の者は洗濯物の乾燥も出来ず困つています。旧工場法によれば、明らかに高さの点で違反と思いますが適当な処置を希望します。（安中区民有志）

（答）早速山本友禅工場にゆき責任者に面談交渉の結果、次のような回答を得ました。

一、煙突の高さはボイラーに相当した高さである。
二、煙突掃除は三日に一回行う。
三、現在使用中の石炭の質が悪いので御迷惑をかけていますが、この石炭使用中は一日一回煙突掃除を行います。
四、今後早急に重油使用に切替

擴聲器の音が大きい

（問）学校教育や色々の催のために拡声機を使用するのは誠に結構ですが、最近学校の拡声機が教育に不適当な音曲が高音で朝早くから鳴つており、住宅に住む者は一様に迷惑をしています拡声機の使用は最少限度の音声で、使用していただくよう市当局よりの処置をお願いします（萱振住宅一市民）

（答）拡声機の使用は、体育大会が実施される前に頻繁となり附近の人々に迷惑をかけ、注意を受けています。各学校共使用を最少限度に止め、音声の調節など最大の考慮を払つていますが、更に学校に連絡し、御主旨にそうようにします。（教育委員会）

第三回臨床集談会

十一月二十日午後三時より、市民病院に於いて第三回中河内臨床集談会が開催された。当日は約四十名の医師会員が集り、講師に阪大助教授王子喜一博士を招き、最近よく云われる脳下垂体副腎系統の機能を解明する「生体防衛反応とその臨床的応用」と題して約一時間の講演を聞いた後、活潑な中にも、なごやかな質疑応答があつて午後五時散会した。

編集後記

▽主婦の声をきく録音は思いのほか反響が大きくてうれしい。この上の努力を続けて市民の誠意に応えたいと念願している。

▽時報についての市民の皆さまの苦情やご希望を、ぜひきかせていただきたい。（U）